

1 議事日程（5日目）

〔平成23年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成23年12月19日

午前10時開議

於議事室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第54号 | 市道路線の認定について（建設経済常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第55号 | 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第56号 | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第57号 | 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第58号 | 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第59号 | 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第60号 | 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第61号 | 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第62号 | 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第63号 | 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第64号 | 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第65号 | 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第66号 | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第67号 | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第68号 | 大宰府展示館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第69号 | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第17 | 議案第70号 | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について（環境厚生常 |

任委員会)

- 日程第18 議案第71号 太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第19 議案第72号 太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第20 議案第73号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第21 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第22 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 日程第23 議案第76号 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第24 議案第77号 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について（携帯電話中継基地局問題特別委員会）
- 日程第26 決議第1号 飲酒運転撲滅に関する決議
- 日程第27 請願第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第29 意見書第10号 太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第30 意見書第11号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第31 意見書第12号 ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書
- 追加日程第1 再議第1号 再議書（太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について（平成23年12月19日議決））
- 日程第32 議員の派遣について
- 日程第33 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小嶋真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 橋本健 | 議員 |

11番 不老光幸 議員
13番 門田直樹 議員
15番 佐伯 修 議員
17番 福廣和美 議員

12番 渡邊美穂 議員
14番 小柳道枝 議員
16番 村山弘行 議員
18番 大田勝義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長 井上保廣
教育長 關 敏治
地域づくり
担当部長 今泉憲治
健康福祉部長 井上和雄
会計管理者併
上下水道部長 三笠哲生
総務課長 古野洋敏
市民課長 原野敏彦
福祉課長 宮原 仁
都市整備課長 今村巧児
教務課長 木村裕子

副市長 平島鉄信
総務部長 木村甚治
市民生活部長 古川芳文
建設経済部長 神原 稔
教育部長 齋藤廣之
経営企画課長 石田宏二
環境課長 濱本泰裕
保健センター所長 中島俊二
上下水道課長 松本芳生
監査委員事務局長 関 啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 田中利雄
書記 白石康子
書記 茂田和紀

議事課長 櫻井三郎
書記 花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第54号 市道路線の認定について

○議長（大田勝義議員） 日程第1、議案第54号「市道路線の認定について」を議題といたします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第54号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受けた後、現地調査を行って審査いたしました。

今回認定する路線は、開発により道路用地の帰属を受けた松本6号線、1路線です。

本議案について、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第54号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第54号の報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 自席へどうぞ。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第15まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第2、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」から日程第15、議案第68号「太宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおりの一括議題とし、付託しております総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第55号から議案第68号までについて、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」報告いたします。

史跡水辺公園は、シンコースポーツ株式会社九州支店を指定管理者として平成21年4月1日から施設の管理運営を行っているが、指定期間が平成24年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により公募を行った結果、同社1社のみ応募があり、選考委員会において過去の決算及び事業内容等を検討した結果、候補者としてシンコースポーツ株式会社九州支店を指定管理者として指定するものであります。また、指定期間は平成24年4月1日から3年間である旨、説明を受けました。

委員からは、平成21年度からの指定期間の中で、シンコースポーツ株式会社の管理運営に対する市民からの苦情等の有無について質疑があり、執行部からは、特にないとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」報告いたします。

同センターの指定期間が平成24年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成24年4月1日から2年間とする旨、説明を受けました。

委員から、指定管理者を選定する際に、特定の日に発生している駐車場不足の問題や周辺の交通渋滞問題に対する対応、改善について財団から提案等あっているのかについて質疑があり、執行部からは、その問題等の対応については、指定管理という面ではなく、関係所管課で会議を開き、協議して対応しているとの回答がありました。

また、駐車場満車時に太宰府中学校の駐車場を臨時的に使う際は、不審者の問題もあるため、学校へ事前連絡をするよう徹底してほしいとの要望がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第56号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第65号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括して報告いたします。

市内9カ所の共同利用施設は、各地元自治会を指定管理者として管理運営を行っているが、平成24年3月末をもって指定期間が満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定により、公募によらない候補者として各地元自治会を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成24年4月1日から2年間とする旨、説明を受けました。

委員からは、当該施設は、公募を行ったり、地元自治会以外の団体等を指定管理の候補者として指定することはないので、指定期間を2年ではなく、5年、10年でもいいのではないかと質疑があり、執行部からは、法令上2年でなければならないという規定はないが、太宰府市においては市の実情に合わせ、公募によらない随意選定の場合の指定期間は2年としていること、またこの指定期間については、今後検討していきたいとの回答がありました。

関連質疑を終え、討論はなく、これらについて一括して採決した結果、議案第57号から議案第65号までについては、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び議案第67号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」を報告いたします。

市民図書館及び文化ふれあい館の指定期間が平成24年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成24年4月1日から2年間とする旨、説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号、議案第67号は、いずれも委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」を報告いたします。

大宰府展示館の指定期間が平成24年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として

財団法人古都大宰府保存協会を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成24年4月1日から2年間とする旨、説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） これから質疑を行います。

議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第58号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第61号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第64号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第65号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第55号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第56号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第56号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第57号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第57号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第58号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、本案は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第59号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第60号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

議案第60号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時15分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第61号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第62号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第63号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第63号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第64号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第65号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第65号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第66号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成

の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第66号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第67号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第67号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第68号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第68号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16と日程第17を一括議題

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第16、議案第69号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第17、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第69号及び議案第70号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

まず、議案第69号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」報告いたします。

本議案は、女性センタールミナスの指定管理者について、現在の指定管理期間が3月末をもって満了することから、公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に引き続き平成24年度から2年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであります。

これについて委員からの質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第69号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」報告いたします。

本議案は、老人福祉センターの指定管理者について、公募によらない候補者として、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を引き続き平成24年度から2年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであります。

これについて委員から、老人福祉センターの利用者数について質疑があり、執行部からは、平成22年度の開館日数295日で、延べ2万850人の利用があったとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第70号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(大田勝義議員) これから質疑を行います。

議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第69号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第69号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時24分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第70号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18から日程第20まで一括議題

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第18、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」から日程第20、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第71号から議案第73号について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」、本案はスポーツ振

興法の全見直しが行われ、新しくスポーツ基本法が本年8月24日に施行されたことにより、太宰府市スポーツ振興審議会条例の全部を改正し、新たに条例を制定するものであります。この全改正の主な内容は、基本となる法律名や審議会の名称を改め、読みかえや条文内容の整理等を行うものとの説明を受けました。

委員からは、現行審議会の開催状況、委員の構成及び改正に伴う委員の任期などについて質疑があり、執行部からは、スポーツ振興審議会の開催は、平成22年3月策定の太宰府市スポーツ振興基本計画の作成の際に行われ、識見を有する者7名、関係行政職員3名、合計10名の委員で構成されていること、改正後のスポーツ推進審議会委員については、経過措置として現行の委員としての残任期間をそのまま引き継ぐことになるとの回答がありました。

また、改正後の審議会の取り組みについて質疑があり、執行部からは、スポーツ振興基本計画の施策内容や進捗状況等についてスポーツ推進審議会へ諮問し、実施計画の見直し等を行っていく必要があるとの回答を得ました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第71号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号「太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について」、本案もスポーツ振興法の見直しが行われ、新しくスポーツ基本法が本年8月24日に施行されたことに伴い、3つの条例の一部改正をまとめて提案されたもので、改正内容は引用する法律名等を改めるものなどであります。

委員からは、振興から推進に改正されたことにより、何か力を入れる変化はあるのかについて質疑があり、執行部からは、体育指導委員の活動や事業への取り組み等においても、振興からより一歩進んだ活動を行っていくとの回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」、本案は、本年11月8日の税制審議会答申の意向を尊重し、歴史と文化の環境税の適用期間をさらに3年間延長、平成27年5月22日までとするものであるとの補足説明がありました。

委員からは、今回の審議会の内容について質疑があり、執行部からは、9月24日から審議会を4回開催し、歴文税の事業概要報告、みらい基金の状況報告等もなされた。その中で、歴文税は必要である、歴文税からみらい基金へ移行すべきであるなどさまざまな意見をいただいた中で、総括として歴文税の3年継続が望ましいとの答申をいただいたとの説明を受けました。

さらに委員からは、税制審議会の答申内容について説明を求めため、本年度11月8日の答申及び平成20年12月26日の答申の資料要求があり、執行部より答申の写しが提出されました。

関連質疑の中、この条例改正案が上程に至るまでの過程、税制審議会の審議内容等について、もう少し協議する時間が必要であるとして、継続審査を求める動議が提出されたため、継続審査とすることについて採決を行ったところ、議案第73号は委員大多数の賛成で継続審査と

することに決定しました。

その後、12月15日に委員会を再開し、議案第73号について再度審議を行いました。

委員からは、次期見直しの際には議会で審議する時間をとるために、審議会の開催時期を少し早めることは可能であるかという質疑があり、執行部からは、審議会の中で検討していきたいとの回答がありました。

質疑、協議の後、討論では、今回の歴史と文化の環境税を3年間継続する条例の改正に当たっては、太宰府古都・みらい基金制度の施行が実施されているにもかかわらず、議会に対して事前説明やみらい基金との関連に対する執行部の見解の説明がなかったことは、市執行部に反省を促すとともに、本税がその趣旨からして制度上の公平性に疑念を持ちながらの継続は、納税者と特別徴収義務者の協力が前提であり、市当局は両者に協力と理解を求める努力をされるよう要望して、賛成するとの意見がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第73号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第71号から議案第73号について報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第72号「太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第74号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大田勝義議員） 日程第21、議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第74号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の内容と結果をご報告いたします。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年7月29日に公布、施行されたことに伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大するものであります。

これについて委員からの質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第74号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（大田勝義議員） 日程第22、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員会の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳入としましては、19款1項1目前年度繰越金8,742万円の増額補正、これは平成22年度の繰越一般財源8億9,618万4,000円のうち、8,742万円を今回の補正に充当するものです。よって、1節前年度繰越金の補正後予算額は7億6,433万円となります。

歳出の主なものとしましては、まず2款1項4目広聴広報関係費、13節委託料、電子掲示板システム構築委託料1,500万円の増額補正、これは行政情報、観光情報及び駐車場の満空情報

など、市からさまざまな情報発信を行うため、縦1.6m、横2.2m程度のLEDビジョンを庁舎前県道沿いに設置するための委託料であります。今回の設置が有効であれば、増設も今後検討していきたいとの説明を受けました。

次に、9款1項2目非常備消防費、消防団関係費の19節公務災害補償組合負担金570万円の増額補正、これは東日本大震災により犠牲となられた消防団員に対する公務災害補償等に要する経費が多額となるため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、平成23年度限りにおいて消防団員1人当たりの掛金が1,900円から2万4,700円に増額したことによる差額分の補正計上であります。

次に、10款3項1目学校管理費、施設整備関係費、15節の各校校舎等補修工事1,890万円の増額補正、これは市内の4中学校の音楽室に空調設備を設置するための工事費で、年度を越える事業となることから、第2表繰越明許費に計上されています。

続いて、第3表債務負担行為補正としましては、市民図書館、大宰府展示館及び文化ふれあい館の指定管理料などが計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第75号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

（10番橋本 健議員「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ）

（「今の橋本副議長の休憩動議に賛成いたします。それと、ちょっと閉会中継続審査の申し出の資料の件でも確認したいことがありますので、あわせて休憩を求めます。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第75号の建設経済常任委員会所管分について、その主

な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしましては、8款2項3目道路新設改良費のその他の道路改良関係費として1,000万円が補正計上されております。これは、市営土木工事のための工事請負費で、毎年各自治会からの市営土木工事としての要望に対応するための主に道路の舗装工事や側溝の工事を行っておりますが、要望箇所の中でも特に優先順位の高い工事、歩行者の安全確保のためにも工事路線の延長を必要とする工事、市営土木工事として本年度に施工する必要があるものなどに対応するため補正されています。

次に、8款4項6目地域狭隘道路拡幅事業関係費として890万円が補正計上されております。これは、五条一丁目の狭隘な道路のセットバックを行うための測量、分筆登記書類作成費用、工事費用、補償費用として補正されています。

続いて、歳入の主なものとしては、14款2項3目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金として445万円が増額補正されております。これは、歳出の地域狭隘道路拡幅事業関係費に充当されるものです。

また、地方債補正についても審査をしました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 次に、議案第75号の環境厚生常任委員会所管分についてご報告申し上げます。

当委員会所管分の主なものとしましては、3款1項2目老人福祉費の高齢化社会対策費、19節負担金、補助及び交付金350万円の増額補正、これは自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動などの人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的、パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的に支え合い活動をするための体制立ち上げに対して助成を行うもので、市内の高齢者などを対象に買い物代行や生活支援事業の立ち上げを予定しているNPO法人に対して、その初期費用を補助するものであり、この財源については高齢者等地域支え合い体制づくり事業費補助金が歳入として計上されております。

同じく3款1項の4目障がい者自立支援費の介護・訓練等給付関係費3,224万円の増額補正、まず介護・訓練等給付費3,000万円、これは日常生活に必要な支援を受ける介護給付と、それから自立した生活に必要な知識や技術を身につけていただくための訓練給付の費用であります、これらの福祉サービスの利用増加に伴う補正であります。

次に、身体障がい者・児補装具給付費224万円、これは補装具の交付や修理が増えたことによる補正であります。この3,224万円のうち2,418万円については、国、県の障がい者自立支援給付費負担金が充当されております。

次に、同じく3款1項の4目後期高齢者医療費、後期高齢者医療関係費1,131万6,000円の増額補正、これは平成22年度療養給付費の確定に伴い、不足額を補正するものであります。

次に、同じく3款の2項5目乳幼児医療対策費、医療費1,500万円の増額補正、これは対象者1人当たりの給付費などが予算編成時の試算により増加しているため、不足額を補正するものであります。この財源としまして、補正額の2分の1が乳幼児医療費補助金として歳入に計上されております。

また、債務負担行為補正として、老人福祉センター指定管理料及び女性センタールミナス指定管理料が追加されております。

審査に当たっては、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第75号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23と日程第24を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第23、議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第24、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおひ一括議題とし、付託しておひました環境厚生常任委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第76号及び議案第77号について、その審査の内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

まず、歳出の主なものを説明いたします。

2款1項の1目一般被保険者療養給付費1億4,271万4,000円の増額補正、2目退職被保険者等療養給付費1,069万9,000円の増額補正、3目一般被保険者療養費925万円の増額補正、4目退職被保険者等療養費70万5,000円の増額補正、これは上半期の支払額が前年同期よりも高い伸びを示していることから、今後の支払見込額に対する不足額を補正するものであります。

同じく2款2項1目一般被保険者高額療養費、高額療養費1,017万1,000円の増額補正、これは自己負担限度額を超えた医療費について助成するものであります。医療技術の進歩に伴い支出が増加しており、予算編成時の見込みよりも高い伸び率を示していることから、不足額を補正するものであります。

次に、3款1項1目後期高齢者支援金、後期高齢者支援金850万8,000円の増額補正、これは現役世代の負担分を国保特別会計から拠出するもので、通知に基づき不足額を補正するものであります。

次に、11款1項2目償還金、償還金4,976万7,000円の増額補正、これは過年度交付の精算額が確定したことによる国、県への返還金であります。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

2款1項1目療養給付費等負担金183万8,000円の増額補正、これは保険給付費に対する国の負担金であります。給付費の増加に伴い補正するものであります。

同じく2款の2項1目財政調整交付金1,134万9,000円の増額補正、これは療養給付費等負担金と同様に、保険給付費の支出増加に伴い補正するものであります。

次に、3款1項1目療養給付費交付金2億2,242万8,000円の増額補正であります。現在、被用者の期間が一定期間ある65歳未満の退職者が国保に加入した場合、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合などから拠出金を受ける制度が経過措置として講じられております。団塊の世代の大量退職時代を反映し、予算編成時の見込みよりも多い交付決定通知があったため、差額を補正するものであります。

説明を終え、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第76号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

本補正予算は、平成22年度介護保険事業の国と県の負担金、交付金の確定に伴い、精算返還金1,474万8,000円を増額補正するものであります。財源として基金繰入金と前年度繰越金を充当しております。

これに対する委員からの質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第77号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第77号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第76号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時16分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第77号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第4号 太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について

○議長（大田勝義議員） 日程第25、発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、携帯電話中継基地局問題特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

携帯電話中継基地局問題特別委員会委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 携帯電話中継基地局問題特別委員会に審査付託されました発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」、審査内容と結果を報告します。

本案は、今定例会初日に議員提案された全13条の条文と附則から成る条例案です。12月5日に議員全員構成による特別委員会を設置し、12月6日、8日、15日と3日間にわたって審査をいたしました。

審査に当たりまして、まず最初に太宰府市が定めております太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針に関し、市執行部より実施方針の考え方や現在紛争中の市の対応状況等について詳細な説明を求め、その後、太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例案の第1条から附則まで、条文ごとに提案者であります門田直樹委員から補足説明を受け、それに対する質疑を行いながら、議論を重ねました。

議論の詳細な内容につきましては、議員全員で構成されている特別委員会でありますので、省略をさせていただきます。

条例案に対する審査を行う中で、門田直樹委員から一部字句の修正を加えた条例案の修正動議が提出されましたので、修正案を議題として審査を行いました。修正案の審査の途中、委員

から、もう少し検討する必要があるとの理由により継続審査の動議が提出をされましたので、修正案の質疑中ではありましたが、先決動議である継続審査を求める動議を議題とし、採決を行いました。採決の結果、賛成少数で継続審査としないことに決定をいたしました。

継続審査の動議が否決されましたので、修正案の審査に戻り、中断されていた質疑を再開をいたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、修正案は賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

修正案が可決されたことにより、続いて修正部分を除く原案について採決を行い、修正部分を除く原案につきましても賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

修正案及び修正部分を除く原案がともに可決されたことにより、本特別委員会に付託されました発議第4号は賛成多数で修正可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、賛成討論はありませんか。

13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 発議第4号に賛成の立場から討論します。

携帯電話中継基地局の問題は、電磁波による健康被害を心配する住民と、安全を主張し、建設を進める事業者との対立をどう防ぐかということでもあります。この問題に関しまして、市執行部により太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針が策定されました。しかしながら、同指針の内容は、市や事業者がその責務を果たしていくための具体的な手続や結果に対する責任と、また近隣住民がいつ計画を知るかなどの記述がなく、紛争を防止するものとしては極めて不十分であります。今回発議されました条例案は、紛争防止を目的としており、当事者の主な責務としては、事業者は計画書を提出し、説明会を行い、報告する、近隣住民は真摯に対応する、市は計画書等を公開するといった内容です。

この条例案を審議するために議員全員で構成されました携帯電話中継基地局問題特別委員会では、本年12月15日に賛成多数で可決されました。内容は、賛成10、反対7ですが、反対された7名の委員は継続審査を主張され、その理由として、市民の声を聞くべき、議会としての研究が十分でない、個人としても現時点で理解が十分でない等を上げておられます。

まず、市民の声を聞くべきというご意見ですが、平成16年に議会でこの問題が取り上げられて以来、多くの市民の声をいただいております。1年前には公明党の清水議員の紹介で提出され、採択された請願もその一つであり、また昨年12月21日には2,532名の署名を集めた要望書

が市長に手渡されました。請願、要望書ともに実効性のあるルール、すなわち条例の制定を望むと明記されております。

次に、議会として研究が十分でない、個人の理解が十分でない等のご意見についてですが、先ほども述べましたとおり、平成16年から7年越し、計5回の一般質問がなされ、予算、決算時にも繰り返しこの問題解決の必要が指摘されています。さらに、昨年12月定例会で慎重審議を重ねて請願を採択したことを考え合わせますと、理解や研究が十分でないとの理由は理解できません。

また、議会では、議員有志で携帯電話基地局問題研究会を立ち上げ、毎月会合を行い、全議員にご案内をし、参加を要請してまいりました。本年10月の定例議員協議会では、議長にご相談の上、協議会の議案として説明をさせていただき、その中ではっきり条例案を発議する旨を申ししております。したがって、聞いてなかった、急な話だというのは心外であり、理解できません。

以上のような経緯、また特別委員会では条例の中身に対する反対意見は皆無であった事実を申し述べ、賛成討論とします。

○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。

10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 発議第4号「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例の制定について」意見を述べさせていただきます。

今回の条例は、基地局建設の反対を主張しているのではなく、事業者と市民との紛争防止を目的としており、趣旨は市の実施方針と何ら変わるものではありません。60日前までの事業計画書の提出や40日前までの説明会開催など、ルールをつくり、責任を明確にただけであります。かつて私は、2年間紛糾のため大変苦しい思いをした経験がございます。このような長期にわたる紛争にならないよう、また建設過程での発覚による住民とのトラブルや過激な紛争を未然に防ぐ意味でも必要な条例であります。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号に対する委員長の報告は修正可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、発議第4号は修正可決されました。

〈修正可決 賛成10名、反対7名 午前11時28分〉

(市長井上保廣「議長」と呼ぶ)

○議長(大田勝義議員) 市長。

○市長(井上保廣) ただいま可決されました発議第4号太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例に係る議決につきましては、再議に付する手続をさせていただきますので、暫時休憩をお願い申し上げます。

○議長(大田勝義議員) ただいま市長から再議提出という提案がありましたので準備いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○議長(大田勝義議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど市長から提案がありました再議の件につきましては、日程第31の後に追加します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 決議第1号 飲酒運転撲滅に関する決議

○議長(大田勝義議員) 日程第26、決議第1号「飲酒運転撲滅に関する決議」を議題とします。提出者の説明を求めます。

1番陶山良尚議員。

[1番 陶山良尚議員 登壇]

○1番(陶山良尚議員) 決議文をもちまして提案説明にかえさせていただきたいと思っております。

なお、提出者は私、陶山良尚、賛成者は小柳道枝議員、門田直樹議員でございます。

飲酒運転撲滅に関する決議。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての切実な願いです。今から5年前の平成18年8月、福岡市で起きた飲酒運転による事故で幼い3人の子供の命が奪われました。この事故は大きな衝撃と深い悲しみをもたらし、私たちは飲酒運転の怖さを改めて痛感したところでした。

しかしながら、その後も飲酒運転がなくなることなく、ここ筑紫野警察管内における飲酒運転取り締まりによる検挙件数は、平成19年が83件、平成20年が67件、平成21年が64件、そして平成22年が76件と、後を絶たない状況です。そして、本年2月には、粕屋町で2人の高校生が飲酒運転による乗用車によって死亡するという痛ましい事故が起きました。

このような悲劇を二度と繰り返さないためには、私たち一人一人が飲酒運転による交通事故の悲惨さを深く認識し、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという強い意志を示さなければなりません。

よって、本市議会は交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関、団体との連携を強化し、市民一丸となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことをここに宣言

します。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決をいたします。

決議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 請願第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書

○議長（大田勝義議員） 日程第27、請願第2号「ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号「ワクチン接種緊急促進事業の継続に関する請願書」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

本請願については、各委員に意見を求める形で審査を進めました。

意見では、国内で年間1万5,000人が発症し、そのうち2,500人が死亡しており、これが若年化している。副作用はあるものの、予防できるワクチンとしてぜひ接種を進めていきたい。ワクチンを接種することによって医療費の削減効果があり、費用対効果の面からもぜひ採用していただきたいなど賛成する立場からの意見がある一方で、反対の立場から、強い痛みを伴う副作用の指摘がありました。

これに対しては、ワクチンを常温に戻すことによって痛みを軽減できるとされており、こうした医師のちょっとした工夫でクリアできる問題であるとの意見がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、請願第2号は委員多数の賛成で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願は厚生労働大臣あて意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、本日、委員会提出議案として意見書案を本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ただいまの委員長報告の中で反対の立場からご意見が出て、結果としては賛成多数で採択をされたということだったんですが、反対討論は出なかったということなんですけれども、この反対されたその理由というのは何か、どういった形でか、述べられたのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） 質問者の中からあったのは、痛みが伴うので、それはどうなのかという質問でございました。その中で、賛成者のほうから、常温に戻すとその痛みも軽減できるのではないかというふうにお答えがありました。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ということは、反対された方のその反対理由としては、強い痛みがあるから、このワクチン接種には反対だというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（大田勝義議員） 環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） そういうふうにもとれると思いますが、本人の意見はそこでもございましたので、それ以上は委員会としては問うておりません。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(大田勝義議員) 大多数起立です。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

〈採択 賛成16名、反対1名 午後1時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

○議長(大田勝義議員) 日程第28、意見書第9号「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第9号について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書第9号「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」について審議した結果、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(大田勝義議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第29と日程第30を一括上程**

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第29、意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」及び日程第30、意見書第11号「子ども・子育て新システム」に関する意見書を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第10号及び意見書第11号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」について報告いたします。

まず、賛成者となっている委員から、県内では独自の補助制度を設けている市もあるが、自治体の財政格差もあり、導入されていない自治体もある。自然エネルギー普及の観点からも県が率先して補助制度を創設し、県全体で取り組んでいくべきであるとの補足説明がなされました。

これに対して委員から、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、意見書第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、意見書第11号「子ども・子育て新システム」に関する意見書について報告いたします。

まず、提出者となっている委員から、これについては年内に最終取りまとめを行い、来年の通常国会に提出される予定ではあるが、幼稚園と保育園の一体化の方針はあるものの、どんなふう運営されるのか決まっていない状況であるため、本意見書を提出するものであるとの補足説明がありました。

委員からは、意見書中の保育現場に市場原理が持ち込まれるという点、また福祉としての保育制度が維持されないという点について説明を求める意見が出され、提出者からは、規制緩和によって民間の株式会社などの参入が予想されることから、これによって保育の質が下がったりすることや、保育園に入れない子供が出てくるのが懸念されているとの説明がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第11号は委員多数の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 次に、意見書第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番(藤井雅之議員) 意見書の賛成者といたしまして、まず賛成多数という取りまとめにご尽力をいただいたことに関しましては感謝を申し上げたいと思います。その上で、1点お伺いしたいことは、昨年12月の議会におきましても、文言は当然違いますけれども、この子ども・子育て新システムに関する請願及びそれに付随して意見書が提出をされておりますが、そのときも多くの委員さんの賛成多数という形で請願、それぞれ意見書も提出されておりますが、そういった昨年12月の議会の、要は決定に関して、この意見書に対する内容がどうなのかというように、そういった部分の議論はございましたでしょうか。その1点だけ確認の意味で質問させていただきます。

○議長(大田勝義議員) 環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

○14番(小柳道枝議員) ただいまの藤井議員のご質問にお答えします。

昨年12月議会の件は、今議会では議論はありませんでした。

○議長(大田勝義議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

意見書第10号「太陽光発電システム設置補助制度の創設を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第10号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時31分〉

○議長(大田勝義議員) 次に、意見書第11号「子ども・子育て新システム」に関する意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(大田勝義議員) 大多数起立です。

よって、意見書第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後1時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 意見書第12号 ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書

○議長(大田勝義議員) 日程第31、意見書第12号「ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番(小柳道枝議員) ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書。

議員の皆様にはお手元に配付しているとおりでございます。朗読をもって説明にかえさせていただきますと思います。

提出先は厚生労働大臣、提出者は環境厚生常任委員会委員長小柳、私でございます。

ワクチン接種緊急促進事業継続の意見書。

我が国では、海外ではWHOが推奨している予防接種で防ぐことができる疾患に使用されているワクチンの多くが定期接種化されていない実情は周知の事柄です。

平成22年11月26日から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が実施されていますが、来年度以降については予算措置が講じられておらず、現状のままでは平成24年3月31日までに本事業が終了することになり、事業の対象者が今年度内に接種が完了できない可能性があり、短期間で終了することは国民にとって不公平な制度となります。

予防接種で防ぐことができる疾患に対する予防接種については、国策として定期接種化され、国民が平等に公費で受けられる制度を恒久的に実施すべきであり、以下の点について実現するよう強く要望いたします。

記。

海外との予防接種政策の遅れをなくするため、予防接種で防ぐことができる疾患を速やかに定期接種化し、財政措置を行うこと。

VPDワクチンの定期予防接種化が実現するまでの間は、緊急促進事業を継続して実施し、国民に公平な機会を与えること。

予防接種法においては、市町村の財政面を考慮し、実費徴収も可能とされているが、すべての国民が費用の負担なく予防接種を受けることができ、安心して感染症の予防ができる体制を整備し、接種に対する普及啓発を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第12号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、意見書第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後1時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 市長から、先ほど議決されました発議第4号については、地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されました。

お諮りします。

本件を日程に追加し、議題にすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、再議第1号を追加日程とし、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 再議第1号 再議書（太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止
条例の制定について（平成23年12月19日議決））

○議長（大田勝義議員） 市長から、再議に付する理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 本日修正議決されました「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について」は、次の点につきまして異議がございますので、地方自治法第176条第1項の規定に基づきまして再議に付するものでございます。

まず、1点目といたしまして、携帯電話基地局の問題につきましては、平成22年12月議会におきまして採択されました「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」や、請願採択に基づく施策の早期実施に関する要望書を受けまして、関係する住民との協議や携帯電話事業者との協議、行政内部における検討などを行ってまいりました。この経緯を総合的に判断した中で、住民と携帯電話事業者との紛争を防止することを目的といたしました「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針」を平成23年7月19日に定めまして、これにより対応することを決定したところでございます。

市といたしましては、電波防護指針値を超えない強さの電波により健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められないという国の見解や、携帯電話基地局が電波法などの法令を遵守して設置、運営されておりますことから、携帯電話基地局の設置等についての条例を制定することは適切ではないと考えております。

しかしながら、住民の中には、携帯電話基地局から発射される電波についての不安を抱く方もおられますので、その不安の払拭に向けまして住民と携帯電話事業者との間に立つ市の中間的な役割を定め、必要に応じて携帯電話事業者に電波の安全性についての説明を求めるなど、市、事業者、住民がそれぞれの立場から携帯電話基地局に関する紛争の防止に努めることを定めているところであります。

今後とも、この実施方針に基づきまして携帯電話基地局に関する紛争の防止についての対応を行うことといたしておりますので、この実施方針以外に携帯電話基地局設置に関する条例を制定する必要はないものと考えております。

2点目といたしまして、携帯電話基地局による住民紛争のほぼすべてが電磁波による健康被害に対する不安から来るものであると考えられ、周辺住民の理解を得るまでには時間を要することや、理解を得られないことも考えられます。また、携帯電話の普及や高機能携帯機器への移行によりまして、今後も携帯電話基地局の新設や改造を行わなければ、携帯電話の円滑な使用に障害が発生するおそれがあると思っております。

平成23年12月12日付で事業者から提出をされました意見書にもありますように、事業者といたしましては、条例の制定により携帯電話基地局の設置等が進まなくなることが想定され、その結果、利用者にも多大なる影響を及ぼすことを懸念されております。市といたしましても、携

帯電話基地局の設置等ができない地域におきまして、携帯電話を使用する多くの市民の通信の利益を害するおそれを懸念いたしますとともに、年間700万人を超える来訪者の携帯電話使用にも影響を及ぼすものと考えております。

特に、現在では、携帯電話が高齢者や子供たちの安全確認に利用されておりますことや、119番、110番などの緊急時の連絡手段として最も利用されていること、また災害時等の非常通信手段としても各地でその威力を発揮しているところであります。このため、携帯電話がどこでも円滑に使用できる環境を整備するということは、住民福祉の向上や安全・安心のまちづくりという観点からも重要であると考えております。

以上の理由から、今回議決されました案件につきましては、再度審議をお願いするものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時55分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

追加日程第1、再議第1号「再議書（太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について（平成23年12月19日議決））」につきましては、議員全員で構成する携帯電話中継基地局問題に関する特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の正副委員長は議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員長は17番福廣和美議員、副委員長には上疆議員を指名したいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 議員の派遣について

○議長（大田勝義議員） 日程第32、「議員の派遣について」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 閉会中の継続調査申し出について

○議長（大田勝義議員） 日程第33、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっておりますので、別紙のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定いたしました。

これをもちまして平成23年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、平成23年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成24年 2月20日

太宰府市議会議長 大 田 勝 義

会議録署名議員 後 藤 邦 晴

会議録署名議員 橋 本 健